

電気さくを 安全に 利用する ために

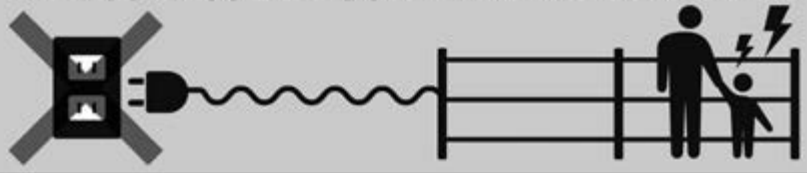
動物の侵入防止などに「電気さく」を使う場合は、事故防止のため、必ず右の注意事項を守り、適切に設置しましょう。

家庭用の電源を直接電気さくにつなげることは絶対にやめてください。

(農林水産省のポスターから転載)

「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。
人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。




！ 漏電遮断器の設置
電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。


！ 電気さく用電源装置の使用
電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

！ 開閉器(スイッチ)の設置
電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。 ※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

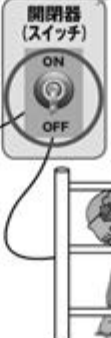
電源及び漏電遮断器
30ボルト以上
バッテリー
(ソーラーパネルで充電し、
充電するタイプを含む)
家庭の
コンセント
コンセント式
漏電遮断器




電気さく用電源装置
接地



開閉器(スイッチ)
ON
OFF



！ 危険である旨の表示
電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要です。



問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター農産係 Tel.011-787-2220

安全・安心な農畜産物の生産に向けた取り組みへの支援

札幌市では、市内の生産者等が行う安全・安心の向上や環境負荷の低減につながるような新たな取り組みを支援し、地産地消を推進することを目的として、「札幌市地産地消推進事業補助金」の交付事業を実施しています。

1 補助対象者

- (1) 農業協同組合などの団体
 - (2) 札幌市内の農業振興地域で農業を営む生産者
- ※ 補助金交付の具体的な要件については、お問い合わせください。

2 主な補助金交付事例

- (1) 農薬散布機器に装着するドリフト(漂流飛散)防止ノズルの導入
- (2) 電動アシストロール式播種機(薬剤散布装置付き)の導入
- (3) 農薬散布機器の噴霧口にに取り付ける静電ノズルの導入
- (4) トラクターに取り付ける平うねマルチャーの導入
- (5) JGAP指導員基礎研修・審査員養成講座の受講



※ 上記の事例以外にも、補助金の趣旨に合致する取り組みであれば交付対象とすることが可能です。詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター

Tel.011-787-2220